

伊勢市立港中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは

生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法・三重県いじめ防止条例】

2. いじめの特質とは

- ①いじめは、目に見えにくいものである。
- ②いじめは、人に相談しにくいものである。
- ③いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こり得るものである。
- ④いじめの態様は、冷やかしやからかいから犯罪に当たるものまで、多種・多様なものである。
- ⑤いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるものである。
- ⑥いじめは、人の命に関わるものである。

3. 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

「いじめはどの学校・その学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識の下、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体の重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

4. いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行っていけません。また、認識しながら放置することもいけません。

5. 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、他関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

6. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

○生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図ります。

生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。

○学校行事、P T A活動などを通して、保護者や地域、関係機関等との連携を深め、多面的に生徒を見守る体制作りに努めます。

○いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

○生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、公務の効率化を図り、生徒と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

①生徒対象いじめアンケート調査、年3回（5月、10月、1月）

※県の調査も含む。

②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年3回以上（6月、10月、1月）

③保護者懇談会 年2回

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次の通り、相談体制の整備を行います。

④スクールカウンセラーの活用

(3) いじめの早期解決のための取組

○いじめまたはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。

○いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。

○いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

○いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保

護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室に置いて学習を行わせるなどの措置を講じます。

- いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調していたりする生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共通するために必要な措置を講じます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等、必要な学習及び啓発活動を行います。

7. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導委員会」を設置し、週1回を定例化し、事案発生時は緊急開催とします。

いじめと疑われる相談・通報があった場合にも、会議を緊急開催します。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(2) 活動内容

- いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめの判断と情報収集
- いじめ事案への対応検討・決定
- いじめ事案の報告

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急を要する問題が発生したときに、「緊急拡大生徒指導委員会」を開催します。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、
学校評議員代表、青少年健全育成協議会会長
※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に行う。

8. 重大事態への対処

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、伊勢市教育委員会に速やかに報告します。教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。場合によっては、所轄警察署と連携して対処します。

9. その他

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価項目に加え、適正に事項の取り組みを評価します。

- いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- いじめを防止するための取り組みに関すること
- いじめが発覚した際の適切な対応に関すること

10. 学校基本方針の見直し

「生徒指導委員会」で必要があると認められた時は見直しを行い、改定して改めて公表する。

平成 26 年 10 月 22 日策定

平成 30 年 5 月 7 日改定

令和 6 年 3 月 12 日改定

令和 7 年 4 月 16 日改定